当院は保険医療機関の指定を受けている病院です

施設基準一覧【令和7年1月1日現在】

当院は、厚生労働省が定める以下の施設基準につき関東信越厚生局に届出の上、診療体制を構築しております。

保険医療機関

基本診療料に係る施設基準

【急性期一般入院基本料 6】第 868 号 【療養病棟入院基本料 1】第 227 号

【回復期リハビリテーション入院料 1】第 14 号 【地域包括ケア入院医療管理料 1】第 3 号 【機能強化加算】第 123 号

【救急医療管理加算】第26号 【診療録管理体制加算3】第4号 【医師事務作業補助体制加算1】第4号

【急性期看護補助体制加算】第 107 号 【重症者等療養環境特別加算】第 41 号 【療養病棟療養環境加算 1】第 2 号

【医療安全対策加算 2】第 38 号 【感染対策向上加算 2】第 17 号 【患者サポート体制充実加算】第 27 号

【後発医薬品使用体制加算 1】第 48 号 【データ提出加算 1】第 26 号

【入退院支援加算 1】第 73 号 【認知症ケア加算 2】第 29 号 【せん妄ハイリスク患者ケア加算】第 18 号

【看護職員処遇改善評価料 34】第 1 号【医療 DX 推進体制整備加算】第 200 号

特掲診療料に係る施設基準

【糖尿病合併症管理料】第 14 号 【糖尿病透析予防指導管理料】第 14 号 【慢性腎臓病透析予防指導管理料】第 6 号 【がん指導管理料イ】第 15 号 【がん指導管理料口】第 9 号 【ニコチン依存症管理料】第 255 号 【薬剤管理指導料】第 41 号 【医療機器安全管理料 1】第 7 号 【在宅療養支援病院 2】第 1 号 【在宅時医学総合管理料】第 87 号 【在宅がん医療総合診療料】第 98 号 【検体検査管理加算 I】第 73 号 【検体検査管理加算 I】第 6 号 【コンタクトレンズ検査料 1】第 155 号 【CT撮影及びMRI撮影】第 184 号 【脳血管疾患等リハビリテーション料 I】第 51 号 【運動器リハビリテーション料 I】第 57 号 【呼吸器リハビリテーション料 I】第 38 号 【エタノールの局所注入〈甲状腺に対するもの〉】第 4 号 【エタノールの局所注入〈副甲状腺に対するもの〉】第 3 号 【人工腎臓】第 25 号 【導入期加算 1】第 15 号 【透析液水質確保加算】第 20 号 【下肢末梢動脈疾患指導管理加算】第 22 号 【胃瘻造設術】第 12 号 【輸血管理料 I】第 26 号 【輸血適正使用加算】第 20 号 【胃瘻造設時嚥下機能評価加算】第 7 号 【酸素単価】第 6170 号

その他 施設基準

【入院時食事療養費】第89号 【外来・在宅ベースアップ評価料I】第91号 【入院ベースアップ評価料57】第2号

公益社団法人山梨勤労者医療協会 巨 摩 共 立 病 院